

かめやま生物多様性共生区域(第1回)を認定しました!

問合先 生物多様性・獣害対策室 (☎96-8588)

市内には、鈴鹿国定公園や鳥獣保護区だけでなく、皆さんの暮らしに身近な田んぼや畑、神社やお寺の境内、また、事業所内の緑地など、自然が残されている場所がたくさんあります。こうした場所の自然は、私たち人間が管理し、利用することで守られ、生物多様性が保全されています。

市では、多様な主体が守っている自然豊かな場所を認定し、その場所で行われているさまざまな活動を支援する制度として令和5年度から「かめやま生物多様性共生区域認定制度」を開始し、このたび第1回認定区域を次のとおり決定しました。

第1回認定区域

種別	名称	所在地	写真
農地	里のにぎわい『大地のおへそ』	安坂山町	①
	かぶとの田んぼ	加太中在家	②
市民団体が保全する里山	ササユリの里	楠平尾町	③
社寺地	野登山地内にある野登寺境内地	安坂山町	④
個人所有地	原屋久太夫記念・関宿新所の杜	関町新所	⑤
事業所	株式会社豊田自動織機亀山試験場の森	白木町	⑥
	かぶとの森テラス	加太中在家	⑦



認定後の取り組み

- ▷ 認定書が発行され、認定マークを表示することが可能となり、社会貢献を行っていることを対外的に示すことができます。
- ▷ 認定を受けた取組内容などについて、市が情報発信を行います。
- ▷ 認定を受けた場所で生産された製品に、認定マークを表示して販売できます。

かめやま生物多様性共生区域(第2回)の募集のお知らせ

令和6年度のかめやま生物多様性共生区域(第2回)として認定する区域を募集します。皆さんの暮らしに身近な自然が残された場所を、ぜひ申請してください。

申請できる人

土地の所有者または管理者

認定対象地

- ・ 田んぼや畑などの農地
 - ・ 工場や事業所の中の緑地
 - ・ 神社やお寺の境内
 - ・ 市民活動団体の活動地 など
- ※面積要件はありません。

認定条件

- ・ 土地の場所や境界が明らかであること
- ・ 土地の所有者や管理者が明らかであること
- ・ 土地の管理内容が明らかで、生物多様性保全に貢献し、管理が継続されること
- ・ 土地の生物多様性の状況が明らかであること

審査

認定条件の各項目の内容が分かる提出資料に基づき、認定審査会にて審査を行います。

申請期間(令和6年度前期認定分)

4月1日(月)～6月28日(金)

提出書類

- かめやま生物多様性共生区域認定申請書
 - 申請場所の境界、状況が分かる資料
 - 申請場所の管理方法が分かる資料
 - 申請場所における生物多様性の状況が分かる資料
- ※申請様式は市ホームページからダウンロードしてください。
- ※申請場所の状況に応じて追加資料が必要な場合があります。

提出方法

提出書類を生物多様性・獣害対策室(総合環境センター)へ持参してください。

※詳しくは、生物多様性・獣害対策室へお問い合わせください。